

後期高齢者医療保険料滞納者への対応

(2010年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名		「保険料滞納者に対する保険証取り上げ・資格証明書の発行をしないでください」の回答
0	愛知県	資格証明書の発行(広域連合)は、保険料を納付する資力が十分にありながら、特段の事情もなく長期間保険料を滞納している方に、被保険者間の負担の公平の観点からやむを得ず行う措置であります。厚生労働省からの通知(21年10月)により、現在においては、高齢者が必要な医療を受ける機械が損なわれることのないよう、原則として交付しないことが基本的な方針となっております。
1	名古屋市	資格証明書は、「相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めていない悪質な者」に対して交付する者であり、特別な事情があつて保険料を納めることができない方に発行することは考えておりません。 保険料の納付についてご相談を頂いた際には、被保険者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな対応を行うこととしておりますのでご理解ください。
2	豊橋市	保険証の取り上げ・資格証明書の発行は行っておりません。
3	岡崎市	国の動向を見守って行きたいと考えます。
4	一宮市	保険証の取り上げ・資格証明書の発行についての運用については、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な被保険者に限って適用するものです。愛知県広域連合の動向によりたいと思います。
5	瀬戸市	負担の公平という観点から、最終的には、現行法令下では資格証明書の発行もやむを得ないと考えます。
6	半田市	資格証明書の交付については、保険料を納付する資力が十分にありながら、特段の事情もなく長期間保険料を滞納している方に対して、負担の公平性の立場からやむを得ず行うものであり、一律機械的に実施するものではありません。資格証明書を交付することにより必要な医療を受ける機会が損なわれることがないように、十分に実情を把握し検討した上で実施します。なお、現時点での資格証交付者はありません。
7	春日井市	「被保険者証の返還」及び「資格証明書の交付」については、被保険者間の負担の公平の観点から、保険料を納付する資力が十分にありながら、特段の事情もなく長期間保険料を納めていただけない方に対して、やむを得ず行うものであり機械的に実施するものではありません。
8	豊川市	後期高齢者医療制度の保険者は、愛知県後期高齢者医療広域連合であり事業全般の運営を行っているところです。従いまして、保険料の滞納者による短期証及び資格証につきましても、「愛知県後期高齢者医療短期被保険者証、愛知県後期高齢者医療被保険者資格証の交付等による要綱」にて交付するものであり、本市が単独で交付することはありません。
9	津島市	今後の動向を見守りたいと考えております。
10	碧南市	相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って資格証明書を発行することになっております。
11	刈谷市	資格証明書の発行は、保険料滞納対策として法令で規定されており、十分な納付資力があるにもかかわらず、特段の事情もなく長期間保険料を滞納している方に対して資格証明書を交付するものです。機械的な発行はせず、納付相談に応じて分割納付等の努力をしていただいている誠意のある方に対しては、保険証を発行しており、今後も加入者の納付意欲を損なうことのないような対応をしております。ただし、納付相談にも応じないなど何らの誠意も見られない方に対しては、保険料負担の公平化を図るためにも資格証明書の発行をせざるを得ないと考えております。
12	豊田市	※文書回答なし
13	安城市	愛知県後期高齢者医療広域連合の方針に沿って対応したい。
14	西尾市	※文書回答なし

市町村名		「保険料滞納者に対する保険証取り上げ・資格証明書の発行をしないでください」の回答
15	蒲郡市	後期高齢者医療制度の資格証明書の発行に関しては、広域連合が要綱を設けており、それに基づいて行います。要綱では、高齢者の医療に関する法律施行令第4条に規定する特別の事情、入院若しくは継続的な通院等により診療等を受けている、又は受ける予定のある被保険者で、その収入、生活状況、診療等の内容を勘案し、仮に資格証明書を交付した場合、医療費の全部を一時的に負担することが困難となり、必要な医療を受ける機会が損なわれるおそれがあると認められるときは、資格証交付の適用除外となっています。また、保険料の被保険者均等割が軽減されている者、所得の少ない被保険者であって資格証明書を交付することにより、医療費の全部を一時的に負担することが困難となる場合は、短期保険証を有効活用し、適切な収納対策を講じることにより、資格証明書を交付しないことができるとなっています。現在は、資格証明書の交付はありません。
16	犬山市	資格証明書の運用については、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用することとされており、この方針に基づき、県後期高齢者医療広域連合とも連携を図り、納付相談の実施等適切に対応してまいります。 なお、現在、本市で資格証明証の発行はありません。
17	常滑市	高齢者が必要な医療を受ける機会を損なうことがないように留意して適切に運用しています。現在該当者はありません。
18	江南市	後期高齢者医療広域連合との十分な協議を行ってまいります。
19	小牧市	資格証明書発行については、高齢であるという被保険者の現状から行っていません。
20	稲沢市	資格証明書の交付は、愛知県後期高齢者医療広域連合が行うもので、納付資力があるにもかかわらず、特段の事情もなく長期間未納が続く方について、被保険者間の負担の公平の観点からやむを得ず行われるものです。現在、資格証明書の交付を控えるため、滞納者に対してきめ細やかな納付指導を行うよう努めております。
21	新城市	後期高齢者医療制度の資格証明書の発行等に関する実施主体は、保険者である愛知県後期高齢者医療広域連合です。
22	東海市	高齢者の医療の確保に関する法律第54条第4項から7項までの規定に基づき、広域連合は、保険料の滞納につき高齢者の医療の確保に関する法律施行令第4条に定める特別な事情があると認められる場合を除き、資格証明書を交付するものとしています。しかし、広域連合長に対し、平成21年10月26日付け厚生労働省から、資格証明書の厳格な運用の徹底として、原則、資格証明書は交付しないこととする通達を受けて、現在は運用されています。
23	大府市	資格証明書については現在、発行していません。また、将来も滞納者に対してきめ細かい納付相談を行い、発行については慎重に判断する予定です。
24	知多市	一律に機械的な交付をするということではなく、低所得者への配慮や十分な納付相談を行った上で実施してまいります。
25	知立市	後期高齢者医療の被保険者に対する、資格証明書の発行は広域連合が行います。
26	尾張旭市	資格証明書の交付につきましては、保険料を納付する資力が十分にありながら、特段の事情もなく長期間保険料を納めて頂けない方に対してやむを得ず行うものであり、一律に機械的に実施するものではなく、広域連合と市町村が十分に実情について検討を行った上で交付について判断するものと考えております。
27	高浜市	後期高齢者医療制度に係る資格管理は、広域連合において愛知県内で統一的に運用されるため、広域連合の運用基準に従って適切に対応してまいります。
28	岩倉市	愛知県後期高齢者医療広域連合と密に連携し、対応をしていきたいと考えております。
29	豊明市	滞納があるからといって一律に保険証の取り上げ等はしません。個々の事例をよく考えて、広域連合と連携して対応をします。
30	日進市	現在のところ、資格証明書の発行はありませんが、愛知県後期高齢者医療広域連合要綱に則り、生活実態を十分に把握して、発行に至らないように、保険料の未納対策に取り組んでまいります。
31	田原市	後期高齢者広域連合で定める要綱等に準じて対応していきたいと考えています。なお、現在資格証明書の発行者はいません。

市町村名		「保険料滞納者に対する保険証取り上げ・資格証明書の発行をしないでください」の回答
32	愛西市	愛知県後期高齢者医療広域連合の取り決めによる。
33	清須市	後期高齢者医療制度については、愛知県の広域連合で資格管理事務を処理するため、本市独自で特段の取り計らいをすることは考えていません。十分な納付資力があるにもかかわらず、特段の事情もなく長期間保険料を滞納している方が対象となります。
34	北名古屋市	後期高齢者医療制度に基づき、広域連合の統一的運用基準により資格証明書の発行を行います。
35	弥富市	広域連合においては、資格証の交付基準が決められていますが、弥富市は短期証で対応しています。
36	みよし市	※文書回答なし
37	あま市	愛知県後期高齢者医療広域連合が保険者であるので、広域連合の方針に基づいて対応していきます。ただ、広域連合は資格証明書の発行について「市町村の意見を聞いて対応していく」と言っています。
38	東郷町	保険料滞納者に対する資格証明書の発行の取扱いについては、愛知県広域連合が定める規定により、県内で同一の運用をしておりますので、本町だけ変更する予定はありません。
39	長久手町	愛知県後期高齢者医療広域連合の基準のとおりとします。
40	豊山町	資格証明書の発行は、市町村と十分に調整した上で広域連合の権限で行われます。
41	大口町	特別の事情もなく、滞納している者に対して発行するものですが、現在のところ資格証明書の対象者はいません。
42	扶桑町	発行していません。
43	大治町	広域連合において取扱いを決めている。それにより運用している。現在6名の方に短期保険証を交付している。
44	蟹江町	広域連合に従います。
45	飛島村	広域連合の指導を受けながら検討したい。
46	阿久比町	現在まで資格証明書の発行はありません。納付相談を実施し、極力発行しない予定です。
47	東浦町	保険料滞納者につきましては、納付資力がありながら保険料をお支払い頂けない方については、被保険者間の負担の公平化を図るため、通常の保険証に代えて広域連合が短期被保険者証や資格証明書を発行することになります。
48	南知多町	愛知県後期高齢者医療広域連合の指示を仰ぎつつ、適切な処理を行っていく所存です。
49	美浜町	現在、資格証明書の発行は1件もありません。これからも実情をよく捉え広域連合に伝え、対応していきたい。
50	武豊町	「愛知県後期高齢者医療短期被保険者証、愛知県後期高齢者医療被保険者資格証明書の交付等に関する要綱」に基づき実施してまいります。
51	一色町	資格証明書の発行は、高齢者の医療確保に関する法律第54条により、広域連合が交付することとなっております。現在、対象者なし。
52	吉良町	資格証明書については、一律機械的な発行とならないよう、該当者の生活・家庭事情等について、広域連合に必要な応じて情報提供していきたいと思えます。なお現在のところ、該当者はありません。
53	幡豆町	現在、当町において保険証の取り上げや資格証明書を発行した実績はありません。なお、資格証明書の発行については、愛知県後期高齢者医療被保険者資格証明書の交付等に関する要綱に基づき適正に対応していきます。
54	幸田町	愛知県後期高齢者医療短期被保険者証、被保険者資格証明書の交付等に関する要綱に基づき、滞納状況を見極めて慎重に対応していきます。
55	設楽町	一律に保険証の取り上げ、資格証明書を発行することは考えていませんので、今後も悪質でない滞納者に対しては、納付について粘り強く説明していきます。
56	東栄町	生活実態、滞納分析(悪質なものの否か)は、必要と考える。
57	豊根村	※文書回答なし